

殿

東京都知事 小池百合子

武蔵野市まちづくり条例に基づく見解書の送付について

日頃より、東京都政に御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

先日は、東京都西部公園緑地事務所庁舎改築計画に対して意見書を御提出いただき、ありがとうございました。いただいた御意見に対し、武蔵野市まちづくり条例第 45 条第 1 項の規定に基づき、東京都の見解書を送付いたします。内容を御確認いただき、御不明な点がございましたら、下記担当までお問い合わせください。

本見解書は、市条例第 45 条第 2 項の規定により武蔵野市長に写しを送付します。また、同条第 3 項により市の窓口で縦覧される予定です。

この見解書の内容に対し、東京都との意見の調整を希望される場合は、武蔵野市長に対し調整会の開催を請求する事ができます。調整会の開催請求手続きは、下記 4 に記載した通りです。

引き続き御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

記

1. 開発事業の名称 東京都西部公園緑地事務所（31）改築工事
2. 開発区域の場所 武蔵野市御殿山一丁目 3273 番 2 の一部（地名地番）
武蔵野市御殿山一丁目 17 番 59 号（住居表示）
3. 見解書 別紙のとおり
4. 調整会の請求 武蔵野市まちづくり推進課ホームページにて見解書の縦覧開始日を御確認の上、縦覧開始から 2 週間以内に市指定の様式により武蔵野市まちづくり推進課宛に請求してください。調整会の請求方法及び期間につきましては、請求先である武蔵野市まちづくり推進課（電話：0422-60-1873）に直接お問い合わせください。

【問合せ先】

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

東京都建設局総務部用度課 財産管理担当 内藤・中村

電話：都庁代表 03-5321-1111（内線 40-251）

ご意見	見解
<p>「1. 計画条件の整理」について</p> <p>本改築工事計画に関して、他の所管施設への移転・移設（新設）などを検討されていますか。</p> <p>すでに検討されている場合、比較検討資料等をご提示お願いします。</p> <p>一方、検討されていない場合、建設費用の適切な投資、災害対策などの観点から、他の所管施設への移転・移設（新設）と比較検討すべきと考えます。</p>	<p>東京都保有施設については東京都財務局が策定する「第二次主要施設10か年維持更新計画」に従って維持更新を図っており、今回工事は当該計画に従った改築となります。西部公園緑地事務所については老朽化が著しいことから改築を前提として計画しております。</p> <p>西部公園緑地事務所は多摩地域の都立公園・緑地・霊園を所管する事業所であると同時に、多摩地域で唯一、都が直営で管理している井の頭恩賜公園の管理所の機能を有しており、当該公園の案内業務や運動施設等受付、樹木や植栽などの維持管理、イベントや撮影などの許可及び相談等の窓口や、公園をフィールドとしたボランティア活動の拠点となっていることもあり、既存敷地内において改築することが最適であると考えます。</p>
<p>「計画条件の整理、その他（令和2年9月18日付見解書別紙）」について</p> <p>災害対策等の観点から、以下の内容をご教示お願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定されている災害規模 ・災害対策本部の役割・体制、設置に関わる条件（場所、収容人数など） ・防災倉庫に収容される物資等の規模、災害時の供給範囲・方法など 	<p>想定している災害規模について、想定地震としては多摩直下地震（マグニチュード7.3）等となります。</p> <p>建設局災害対策本部の役割は大きくは①都民の生命財産を守る②都市機能の維持の2つであり、西部公園緑地事務所では所管施設における被害状況の整理・把握、対応策等の立案、緊急措置の実施等を行います。参集職員が3名以上になった場合に開設され、最大100名程度が参集予定です。</p> <p>防災倉庫には災害対策本部の活動のために、食糧・飲料水・非常用ベッド等を備えます。</p>

ご意見	見解
<p>「計画条件の整理、その他」</p> <p>当事務所が築 53 年を経過しており、建替えなどの対応が必要となっていることは理解しております。</p> <p>しかしながら、当敷地の周辺環境は、当事務所が建てられた昭和 42 年当時とは大きく変わっており、今後 50 年を見通した計画の立案が求められます。</p> <p>他の所管施設への移転・移設（新設）との比較検討などを踏まえ、未来の都民・子供たちが自然や文化と触れ合い、また学びの場となる施設など、当該敷地の利活用を含めた計画の検討を進めるべきだと考えます。</p>	<p>繰り返しとなりますが、西部公園緑地事務所は多摩地域の都立公園・緑地・霊園を所管する事業所であると同時に、多摩地域で唯一、都が直営で管理している井の頭恩賜公園の管理所の機能を有していることから、既存敷地内において改築することが最適であると考えます。</p>

ご意見	見解
<p>改修工事基本設計を拝見させていただきました。</p> <p>工事の計画上やむを得ない面もあるかとは思いますが、樹木の伐採範囲がかなり広範囲にわたっていることが気になっています。</p> <p>井の頭公園近隣は自然が残されている環境が魅力的であると感じています。</p> <p>伐採されてしまう樹木が多いようでしたらとても残念です。</p> <p>マンションからの景観が変わってしまうことも心配しています。</p> <p>現在の樹木が可能な限り保持されることや、やむを得ず伐採となってしまう場合は新たな木々の植樹、壁面緑化など、できるだけ緑の多い環境を維持していただけることを希望します。</p> <p>どうぞよろしくお願い致します。</p>	<p>敷地に余裕がなく、どうしても伐採せざるを得ない樹木があり、近隣住民の皆様から樹木についてご意見をいただきました。</p> <p>そのため、伐採の範囲を縮小するよう検討し、伐採が必要最低限になるよう配慮し、また新たに植樹を行って緑化を図るよう計画しております。</p> <p>北側道路沿いの樹木については、可能な限り生垣を残し、新たに高木を4本植栽する計画です。</p> <p>東側の樹林地には現在97本の樹木があり、当初の計画では工事ヤードの確保のため44本の木を伐採する予定でしたが、近隣住民の皆様のご意見を踏まえ、18本を伐採する計画に改めました。</p> <p>公園周辺の歴史的・文化的環境及び自然環境との調和等に配慮した計画としておりますので、ご理解賜ればと思います。</p>